

## 議案第1号

### 能代市社会福祉法人連絡会会則

#### (目的)

第1条 能代市社会福祉法人連絡会（以下「連絡会」という。）は、能代市内の社会福祉法人の組織化を図り、各法人の専門性を生かし、住民と共に地域課題の解決のため、連携して地域公益活動等に取り組むことで、市民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

#### (会員)

第2条 連絡会の会員（以下「会員」という。）は、前条に定める目的に賛同し、加入を希望する能代市内で活動する社会福祉法人とし、複数の事業を営む場合においても法人単位で加入するものとする。

#### (事業)

第3条 連絡会は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 会員相互の情報交換及び交流
- (2) 能代市内の福祉ニーズの把握及び課題解決のための取り組み
- (3) 会員の連携による公益的な活動の企画、検討及び実施
- (4) 連絡会及び会員が実施する公益的な活動等の周知、広報
- (5) その他連絡会の目的に必要な事業

#### (役員)

第4条 連絡会に役員として、会長1名、副会長1名、監事1名を置く。

- 2 役員は、総会の決議によって選出される。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けるときはその職務を代理する。
- 5 監事は、連絡会の事業及び会計を監査する。
- 6 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 欠員の補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (総会)

第5条 連絡会の総会は、年1回開催する。

- 2 総会は、会長が招集し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 総会は、役員を選任、事業計画、事業報告、予算、決算等について決議を行う。
- 5 総会は、会員の総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面により欠席の理由及び総会に付議される事項についての意思を表示した会員は、出席とみなす。

6 総会の決議は、出席した会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 連絡会は、会の効率的な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会については、別に定める。

(分科会等の設置)

第7条 連絡会は、分科会等を置くことができる。

(会費)

第8条 連絡会の目的を達成するため、会員から会費を徴収することができる。

2 会費の額は、別に定める。

3 年度の途中で入会した場合は、会費を納入するものとする。なお、年度の途中で退会した場合でも、会費の返還はしないものとする。

(庶務)

第9条 連絡会の庶務は、社会福祉法人能代市社会福祉協議会が担う。

(事業年度)

第10条 連絡会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和2年3月23日から施行する。